

資料 1

次期一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 雲南市、奥出雲町、飯南町（以下「3市町」という。）で整備をめざす次期一般廃棄物処理施設に係る建設用地の取得に関し、用地選定の適正を図ることを目的に、学識経験者等の見地から意見を聴取するため、次期一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示でいう一般廃棄物とは、し尿を除く、可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみなどのごみを指す。

2 この告示でいう一般廃棄物処理施設とは、可燃ごみ処理施設、資源リサイクル施設、最終処分場の総称とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べる。

- (1) 用地の選定に係る評価基準に関すること。
- (2) 用地の評価及び選定に関すること。
- (3) その他用地の選定に関し必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から雲南市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他雲南市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3市町による用地選定業務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によって、副委員長は委員長の指名によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会を初めて開催するときは、雲南市長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ関係者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、または関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、新ごみ処理施設整備準備室において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の設置運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。